

# 環境影響評価審査書

## 33 綾瀬浄水場建設事業

### I 総括事項

綾瀬浄水場建設事業の予定地は、綾瀬市の南西端に位置し、南側は藤沢市に隣接し、西側は目久尻川、県道吉岡・海老名線をはさんで海老名市に近接している。事業区域の面積は326,483平方メートルで、目久尻川沿いの低地部と、相模原台地、その間の高座丘陵によって構成され、全体的に南西部に傾斜している。

事業予定地の土地利用の現況は、山林が主体で、他は農地、道路・水路等で占められている。事業予定地及びその周辺地域は、広い台地と目久尻川沿いの開析された谷部で構成され、台地上は耕作地、谷部は水田に利用され、これらが接する斜面は、クヌギ、コナラの雑木林、スギ、ヒノキの植林、モウソウチク林等が分布している。また、この地域は、タヌキ、イタチが生息しており、ノネズミ、ノウサギ等も確認されている。

しかしながら、事業予定地周辺は、その北側及び東側が市街地、工場地帯で、西側及び東側は農用地となっているが、主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線など道路交通の至便な場所となっていることから、ブリストル・マイヤーズ研究所の進出も予定されるなど開発が徐々に進行している。

このような中で、本計画は、事業者である神奈川県内広域水道企業団が進めている相模川水系建設事業の一つとして、日量最大百万立方メートルを処理する浄水施設等を建設し、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業者に水道用水を供給することを目的としている。

予測評価書案によれば、地形の形状及び施設の機能的配置の必要から、切土量64万立方メートル、盛土量120万立方メートル、根切量56万立方メートルという大規模な土工量を伴う工事となっており、非造成区域は、1.3%に過ぎず、現状の緑豊かな風景が一変する計画となっている。

事業予定地周辺が徐々に開発されている中であって、この予定地の自然は、唯一残されたまとまりのある緑であることから、動植物・生態系にとって重要な価値を有している。そこで、事業予定地南西部に計画されている公園は、まとまりのある緑と位置付けられることから、周辺とのつながりや修景面にも配慮した緑化の規模、方法等について検討する必要がある。

また、予測評価書案では、調整池・浄水池などの地下施設の土地利用計画、施設計画は示されているが、その上部計画については、緑化計画平面図において芝生地としか明示されていない。したがってこの詳細計画を明らかにするとともに、将来地元等に開放する予定などがある場合には、上水道の供給という事業の目的から、安全面についてその対策を講ずる必要がある。

以上の視点を重視し、また、工事中における周辺環境への影響を考慮して事業を進める必要がある。更に、予測評価書案の中の個別事項に係る審査をした結果は次のとおりであるが、事業者が環境影響予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

### II 個別事項

#### 1 水質汚濁

予測評価書案では、濁水対策として、雨水調整池（A）の完成まで、目久尻川よりも、幅10.0メートル、長さ42.0メートル、水深1.6メートルの沈砂池を設け、土粒子の60%を除去するとしている。

しかし、雨水調整池（A）の完成後は、この調整池において濁水処理を行うこととしているが、造成中の雨水集水区域の変化が考えられるため、工事中の進捗状況に応じた集水区域の設定や、施工時期などについて、その内容を明らかにし、結果によっては対策を検討すること。

#### 2 悪臭

予測評価書案では、汚泥乾燥炉の悪臭対策として二次燃焼方式の脱臭炉を計画し、周辺に対する悪臭の予測では、脱臭炉排気口の臭気濃度を500～1,000に設定し、3種の風速条件と3種の大気安定度に基づき、それぞれの最大臭気

濃度を算定している。また、評価目標については神奈川県「悪臭防止対策に関する指導要綱」の「その他区域」を基準値としている。

以上のことから、事業予定地の北側と東側は住宅等が近接しており、臭気排出濃度や風速等の条件によって悪臭が周辺に影響を及ぼすことも考えられるため、次の事項について検討する必要がある。

- ① 脱臭炉については、能力等の機能を明らかにすること。
- ② 評価目標としている神奈川県「指導要綱」は、臭気濃度及び排出口における濃度の基準値を「市街化区域」と「その他区域」に地域を区分しており、事業予定地の北側一帯が市街化区域であることや、東側にも住宅等が存在することから、評価目標を市街化区域の基準値とすること。
- ③ 事業予定地の敷地境界における最大臭気濃度の予測については短期予測式を用い、一番厳しい気象条件に基づき検討し、その結果によっては対策を検討すること。

### 3 植物、動物、生態系

事業予定地周辺は既に都市的な土地利用による開発が浸透している地域であるが、事業予定地は唯一残されたまとまりのある緑である。

地形は緩やかな谷戸であり、斜面林（主にクヌギーコナラ群集）と湿地（ヨシ群集）から構成されていることから、生物相も比較的豊かで、タヌキ、イタチ、ノウサギを始め、鳥類も45種確認されている。

予測評価書案では、事業予定地の大部分が造成に伴う土地改変を予定し、復元緑地面積は全体の約50%と計画しているがその半分は芝生であり、樹林地は点在する形となっている。

このため、供用後における動物相も都市型に近づくものと考えられるが、この地域に生息する動物に対する影響を緩和するため、積極的な緑化を行うなど十分な配慮が必要と考えられる。

特に、事業予定地南西部に計画されている公園は、まとまりのある緑にすることや調整池を活用することにより、うるおいのある水辺として期待できるので、これらの整備については、極力自然的要素を取り入れるなど、生態系を十分に考慮した環境の創出について検討すること。

### 4 文化財

予測評価書案では、事業予定地内の周知の埋蔵文化財は6箇所分布しており、これらの箇所では試掘調査を行った結果、先土器時代から中期縄文時代の遺物等を確認したとしている。

しかし、周辺一帯は中世の豪族である渋谷一族に係わりのある地域で、事業予定地の北約1.5キロメートルに早川城が構えられ、その付近には一族の館跡もあると推定されていることから、事業予定地にも当時の遺跡等が存在する可能性も考えられるので、埋蔵文化財の調査を慎重に行うこと。